

「サーファーすだちくん」 使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県南部マスコット「サーファーすだちくん」(以下「サーファーすだちくん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(「サーファーすだちくん」の使用目的)

第2条 「サーファーすだちくん」は、県南部のイメージアップに寄与する様々な事業や運動の啓発のためのマスコットとして使用することとする。

(使用承認の申請等)

第3条 「サーファーすだちくん」を使用しようとする者は、あらかじめ「サーファーすだちくん」使用承認申請書(様式第1号)を「サーファーすだちくん」を管理する徳島県南部総合県民局地域創生防災部(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

- 一 県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会(以下「県知事部局等」という。)が、別紙1に掲げる「サーファーすだちくん」のデザインを変更、改変することなく印刷物又は県の開設するホームページ等へ使用するとき。
 - 二 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- 2 県知事部局等は、「サーファーすだちくん」を使用したときは、速やかに、「サーファーすだちくん」使用報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、当該申請の内容が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認することができる。

- 一 第2条の「サーファーすだちくん」の使用目的に適合しないと認められるとき。
- 二 「サーファーすだちくん」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

- 三 徳島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - 四 徳島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるものに使用するとき。
 - 七 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るものに使用するとき。
 - 八 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - 九 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
 - 十 たばこに関するものに使用するとき。
 - 十一 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
 - 十二 別紙1に掲げる「サーファーすだちくん」のデザインを変更、改変するとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。
 - 十三 立体物であるとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。
 - 十四 そのほか、管理者が「サーファーすだちくん」の使用について不適当と認めたとき。
- 2 前項の承認は、「サーファーすだちくん」使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。
 - 3 管理者は、必要と認めるときは、申請者の「サーファーすだちくん」の使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

（使用料）

第5条 「サーファーすだちくん」の使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 「サーファーすだちくん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。

- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 四 「サーファーすだちくん」の顔、形を大幅に変更したり、裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。
- 五 原則として、「サーファーすだちくん」に近接にして承認番号を明記すること。
- 六 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。
ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

- 第7条 「サーファーすだちくん」の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「サーファーすだちくん」使用承認内容変更申請書（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「サーファーすだちくん」使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うこととする。

(承認の取消)

- 第8条 管理者は、「サーファーすだちくん」の使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。
- 2 前項の承認の取消は、「サーファーすだちくん」使用承認取消通知書（様式第5号）をもって行うものとする。
 - 3 前項の規定により承認を取り消されたものは、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件を、使用、配布、掲示等してはならない。

(報告等)

- 第9条 管理者は、使用承認を受けた者に「サーファーすだちくん」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用承認の非独占性等)

- 第10条 この要綱による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は商品、使用承認を受けた者等について推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第11条 「サーファーすだちくん」の使用によって生じた使用承認を受けた者の損害又は第三者との紛争等に関して、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、「サーファーすだちくん」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。